

## 東京大学柏キャンパスエレベーター事故調査報告書を踏まえた告示改正について

### 1. 事故概要

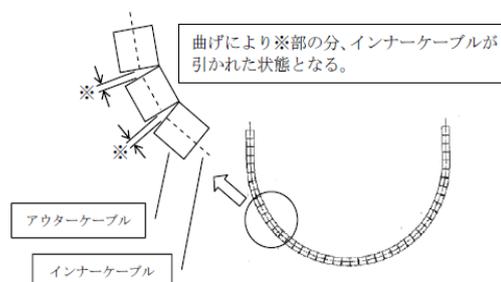
平成22年11月、東京大学柏キャンパス総合研究棟（千葉県柏市）に設置された機械室を有しないエレベーターにおいて戸開走行事故が発生。

### 2. 事故原因

ブレーキ手動開放装置のブレーキ手動開放レバーの状態がブレーキ手動開放ワイヤーの状態で容易に変わる構造であるにもかかわらず、ワイヤーの固定をするか又はワイヤーの状態の確認をルール化する等、ワイヤーの状態を保持する適切な措置が講じられていなかったことによるものと推定。



ワイヤーを巻いた状態



曲げによるアウターケーブルの経路長変化

### 3. 報告書意見

国土交通省は、新たに設置するエレベーターのブレーキ手動開放装置についてはブレーキの制動機能を低下させるような操作、設定をさせることのない構造となるよう措置すること。

### 4. 改正の概要（新旧対照表を参照）

機械室を有しないエレベーターについては、平成12年建設省告示第1413号（特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件）第1第三号ホにおいて、「制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設けること。」と規定しているところであり、上記報告書意見を踏まえ、同号ホに所要の措置を追加。

特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を定める件の一部を改正する件（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 機械室を有しないエレベーター 令第二百二十九条の六、第二百二十九条の七第二号から第五号まで、第二百二十九条の八第二項第二号並びに第二百二十九条の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第二百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第二百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第二百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第二百二十九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設け</p>	<p>建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の三第二項第一号及び第二号の規定に基づき、特殊な構造又は使用形態のエレベーター及びエスカレーターの構造方法を次のように定める。</p> <p>第一 建築基準法施行令（以下「令」という。）第二百二十九条の三第二項第一号に掲げる規定を適用しない特殊な構造又は使用形態のエレベーターは、次の各号に掲げるエレベーターの種類に応じ、それぞれ当該各号に定める構造方法を用いるものとする。ただし、第七号から第十号までに掲げるエレベーターにあつては第一号から第六号までの規定、非常用エレベーターにあつては第一号から第五号までの規定は、それぞれ適用しない。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 機械室を有しないエレベーター 令第二百二十九条の六、第二百二十九条の七第二号から第五号まで、第二百二十九条の八第二項第二号並びに第二百二十九条の十第三項及び第四項の規定によるほか、次に定める構造とすること。ただし、第一号に適合するものにあつては令第二百二十九条の六第一号及び第四号の規定、第二号に適合するものにあつては令第二百二十九条の七第一号の規定、第四号又は第五号に適合するものにあつては令第二百二十九条の十第三項第二号の規定、第六号に適合するものにあつては令第二百二十九条の十第三項第四号イの規定は、それぞれ適用しない。</p> <p>イ・ニ （略）</p> <p>ホ 制御器を昇降路内に設けるものにあつては、非常の場合に昇降路外において、かごを制御することができる装置を設け</p>

ること。この場合において、当該装置がワイヤロープを用いた構造のものにあつては、非常の場合及び保守点検を行う場合を除き、ワイヤロープの変位が生じないようワイヤロープを壁、床その他の建築物の部分に固定することその他の必要な措置を講ずること。

へ (略)

四〇十 (略)

第二 (略)

ること。

へ (略)

四〇十 (略)

第二 (略)